



長野県報

8月10日(月)
令和 8 年
(2026 年)
第 733 号

目 次

告 示

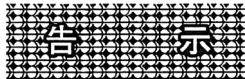
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） 1

公 告

漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可（園芸畜産課） 2

開発行為に関する工事の完了（2 件）（都市・まちづくり課） 4

特定調達契約に係る落札者の決定（交通規制課） 4



長野県告示第319号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県姫川砂防事務所及び小谷村役場に備え置きます。

令和 8 年 8 月 10 日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
千国	長野県北安曇郡小谷村大字千国の区域内の土地のうち、1 点から 10 点までを順次結んだ線及び 1 点と 10 点を結んだ線に囲まれた土地の区域	小谷村	千国		1 点 北緯 36度45分41秒2332 東経 137度53分47秒3364 2 点 北緯 36度45分42秒0090 東経 137度53分44秒5114 3 点 北緯 36度45分43秒3256 東経 137度53分44秒7307 4 点 北緯 36度45分43秒7749 東経 137度53分45秒8592 5 点 北緯 36度45分43秒1907 東経 137度53分47秒3211 6 点 北緯 36度45分43秒5603 東経 137度53分47秒9006 7 点 北緯 36度45分43秒6397 東経 137度53分48秒9790 8 点 北緯 36度45分43秒5128 東経 137度53分49秒4377 9 点 北緯 36度45分43秒0377 東経 137度53分49秒8546 10 点 北緯 36度45分42秒0092 東経 137度53分48秒0375

砂 防 課